

2017年（平成29年）9月1日

株式会社アプラス 御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5  
TEL048-844-8972/FAX048-844-8973  
検討委員長 長田 淳

### お問合せ

6月30日の面談の際には、ご対応いただきありがとうございました。面談の際のご説明を踏まえて、貴社に対して以下の通りお問合せ等致します。

つきましては、9月19日までにご回答下さいますようお願い致します。

なお、本問合せ及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

### 記

- 1 当会は、これまで、貴社に対して、
  - (1) 貴社の使用するTカードに関する規約（以下、「本件規約」という。）の条項中、規約の変更に関する第22条について使用停止、もしくは適切な条項に修正すること
  - (2) 本件規約のうち、2015（平成27）年6月1日改定後の規約第27条（以下、「本件規約新27条」という。）(1)において、従前「元利定額返済リボルビング払い」とされていた箇所を「元利定額返済残高スライドリボルビング払い」に変更し、本件規約心27条(3)①において、元利定額返済残高スライドリボルビング払いの場合の最低弁済額を毎月3000円、6000円、9000円と定める条項を、既存会員に適用することを停止すること

を求めてきました。

これに対して貴社からは、本件規約22条については、多くのクレジットカード会社が採用している条文であり特別な条文ではないこと、変更について会員に何度も通知し異議を述べる機会を与えていること、などを理由に、同条項の修正は必要でないとし、新27条については、異議を述べた会員については本件規約新27条適用前の取扱いに戻すこと、今回のような規約変更は「アプラスTカード」についてのみであることなどにより、新27条自体は存続するとのご回答を

いただき、面談の際にも同様のご説明をいただきました。

2 貴社のご説明に関し、以下の2点を確認させていただきます。

- ① 異議を述べた会員については期間の制限なく本件規約新27条適用前に遡って従前どおりの取扱いに戻すということによいのでしょうか。
- ② 本件変更のような規約変更は貴社の「アプラスTカード」についてのみであり、今後同趣旨の変更が貴社の他のクレジットについて行う予定はないと理解してよいのでしょうか。

当会と致しましては、下記の通り、本件規約22条が不当条項であるとの認識に変わりはありません。また、新27条によるリボルビング払いの最低弁済額の一方的変更は、約款変更権の範囲を逸脱するという認識に変わりはありません。

ただし、新27条の運用について、貴社において既存会員に対して上記①②の対応をされているということであれば、第22条及び新27条について直ちに差し止め請求訴訟をするのではなく、今後、消費者との間でトラブルが生じることがないかを注視していきたいと考えております。

つきましては、上記①②についてご回答下さいますようお願い致します。

3 なお、繰り返しとなりますが、約款変更については、本来は、契約内容を変更するには契約当事者の個別的な合意が必要であるところ、改正民法に規定されているように、例外的に一定の条件を満たす場合に初めて、個別的合意なく変更が認められる余地があるに過ぎません。貴社の本件規約22条は、無条件・無限定に規約を一方的に変更できる旨を定めるものであり、上記約款変更の原則に鑑みると不当条項であると言わざるを得ず、本件規約22条に基づいてなされた本件新規約27条の既存会員への適用は、およそ認められるものではありません。

本件規約22条の改善についても、引き続き後検討下さいますようお願い致します。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 岩岡、加藤

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973